

平成 28 年度北九州市バイオマス有効活用検討会開催要綱

(目的及び設置)

第 1 条 本市は、市民生活・産業活動といった地域を支える観点から低炭素・安定・安価なエネルギーを供給することを目的に「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」に取り組んでいる。

昨年度開催したバイオマス検討会を踏まえ、市域の木質バイオマス量に見合った小規模木質バイオマス発電（電熱併給）の導入を目指すこととする。

それにより、地域内バイオマスの有効活用が図られ、間伐材等の未利用バイオマスの継続的な利用促進に繋がることに加え、電気・熱の利用先を想定している産業部門のCO₂の削減にも資するものである。

また、地域内未利用バイオマスの有効活用は、地産地消推進による新たなバイオマス産業の成長や市内産業（林業、産廃業）の成長、バイオマスサプライチェーン構築による省コストに資する重要なものである。

については、国、県、市、地元関係者、バイオマスの供給者、利用者(事業者)からの幅広い意見や助言をもらうとともに、関係者とのマッチングを図り相互協力体制の構築、小規模バイオマス発電所の導入を実現することを目的に「平成 28 年度北九州市バイオマス有効活用検討会」(以下、「検討会」という。)を開催する。

あわせて、竹をバイオマス資源として利活用するため、国の動向や技術開発状況の情報収集、意見交換を通じて竹のバイオマス資源としての可能性と課題抽出、及び関係者のネットワーク構築を図る勉強会(以下、「勉強会」という。)を開催する。

(所管事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 小規模バイオマス発電（電熱併給）の導入実現に関する事
- (2) 地域における供給可能な木質バイオマスに関する事
- (3) 未利用木質バイオマスの有効活用、可能性に関する事
- (4) 未利用木質バイオマスの活用するための条件に関する事
- (5) バイオマス関係者の連携強化に関する事

2 勉強会は次に掲げる事項を勉強・検討する。

- (1) 竹をバイオマス資源として活用するための情報収集及び可能性と課題抽出に関する事

(組織)

第3条 検討会の参加者は、国、県、地元関係者のうち、本市より参加依頼を行った者及び、公募による参加者で構成する。勉強会の参加者は、本市より参加依頼を行った県、地元関係者、学識者で構成する。

なお、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者であるものは対象外とする。

(任期)

第4条 任期は原則として平成29年2月末までとする。ただし、補欠となる参加者の任期は、前任者の残任期間とする。

なお、任期において、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したときは、解任する。

(運営)

第5条 検討会及び勉強会の進行は事務局にて行う。

(事務局)

第6条 検討会に関する事務は、環境局環境未来都市推進部地域エネルギー推進課において処理する。

2 勉強会に関する事務は、産業経済局農林水産部農林課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び勉強会の運営に対して必要な事項は、その構成員の協議をもって定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から適用する。